

8 章 都市空間

- 8-1 コンパクトで人にやさしい快適なまち
- 8-2 世界を引き付ける魅力と活力あふれるまち
- 8-3 都市基盤を適切に維持・更新し、最大限利活用するまち



東豊線ホーム柵

8-1 コンパクトで人にやさしい快適なまち

8-1-1 都市計画マスタープラン

(1) 第2次札幌市都市計画マスタープラン

「第2次札幌市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、平成28年3月に策定した都市づくりの全市的指針であり、札幌市の都市計画は、これに即して定められる。

なお、札幌市では、平成16年3月に「札幌市都市計画マスタープラン」を策定したが、その後約10年が経過し、人口減少・超高齢社会を前提とした都市づくりが求められることから、前都市計画マスタープランが掲げる「持続可能なコンパクト・シティへの再構築」の考え方を踏襲しつつ、都市を取り巻く課題や、「低炭素都市づくり」「安全・安心な都市づくり」といった今日的な社会ニーズに対応するため、見直しを行ったものである。

HP <https://www.city.sapporo.jp/keikaku/master/>

置を図ることで、第2次都市計画マスタープランに掲げる目標の実現を目指すことを目的としている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/keikaku/rich/>

8-1-2 市街化区域と市街化調整区域

都市計画法に基づき、一体的に整備、開発及び保全する区域として都市計画区域を指定し、そのうち、市街地および市街化を図るべき区域を市街化区域、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域に区分している。本市では、昭和45年(1970年)に当初決定後、人口増加等に対応するため、見直しを行ってきた。しかし、今後は人口減少社会の到来が見込まれるなか、都市基盤の維持管理の効率性確保等のため、市街地の範囲は現状の市街化区域内とすることを基本としている。

札幌市の都市計画区域

(単位：ha) 令和7年10月1日現在

| 行政区域 | 都市計画区域 | | | 都市計画区域外 |
|------|---------|--------|---------|---------|
| | 合計 | 市街化区域 | 市街化調整区域 | |
| | 112,126 | 57,584 | 25,034 | 32,550 |

<資料> まちづくり政策局都市計画部

(2) 札幌市立地適正化計画

「札幌市立地適正化計画」は、都市再生特別措置法第81条の規定による「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として、平成28年3月に策定した。この計画は、都市計画マスタープランの一部とみなすもので、「集合型居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」及び「持続可能な居住環境形成エリア」を設定し、市街地区分に応じた人口密度の適正化や、公共交通を基軸とした各種都市機能の適切な配

第2次札幌市都市計画マスタープランの概要

| | | |
|------------|---|---|
| 都市づくりの基本目標 | 都市づくり全体 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 世界都市 ■ コンパクトな都市 ■ 札幌らしいライフスタイルが実現できる都市 ■ 低炭素都市 ■ 安全・安心な都市 |
| | 身近な地域 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な協働による地域の取組が連鎖する都市 |
| 総合的な取組の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ①魅力があふれ世界を引きつける都心 ②多様な交流を支える地域交流拠点 ③利便性が高く魅力ある複合型高度利用市街地の実現 ④地域特性に応じた一般住宅地・郊外住宅地の居住環境の維持・向上 ⑤市街地の外の自然環境の保全と活用 | |
| 取組を支える仕組み | 都市づくりの取組における「市民参加」と「多様な協働」の仕組みの充実 | |

地域地区の指定状況

令和7年10月1日現在

| 種類 | 目的等 | 指定状況 |
|----------------------|---|----------------------------------|
| 用途地域 | 都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分すること等により、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定する。 | 第一種低層住居専用地域 8,186ha |
| | | 第二種低層住居専用地域 475ha |
| | | 第一種中高層住居専用地域 1,381ha |
| | | 第二種中高層住居専用地域 2,576ha |
| | | 第一種住居地域 4,416ha |
| | | 第二種住居地域 495ha |
| | | 準住居地域 1,156ha |
| | | 近隣商業地域 2,652ha |
| | | 商業地域 831ha |
| | | 準工業地域 2,264ha |
| | | 工業地域 364ha |
| | | 工業専用地域 238ha |
| | | 合計 25,034ha |
| | | 特別用途地区 |
| 第二種特別工業地区 412ha | | |
| 第一種小売店舗地区 31ha | | |
| 第二種小売店舗地区 99ha | | |
| 第三種小売店舗地区 1,006ha | | |
| 第四種小売店舗地区 135ha | | |
| 第一種特別業務地区 5.5ha | | |
| 第二種特別業務地区 28ha | | |
| 第三種特別業務地区 81ha | | |
| 戸建住環境保全地区 6,828ha | | |
| 第一種職住共存地区 85ha | | |
| 第二種職住共存地区 842ha | | |
| 大規模集客施設制限地区 490ha | | |
| スポーツ・レクリエーション地区 50ha | | |
| 高度地区 | 市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める。 | 北側斜線高度地区 8,661ha |
| | | 18m北側斜線高度地区 252ha |
| | | 27m北側斜線高度地区 2.1ha |
| | | 33m北側斜線高度地区 24ha |
| | | 18m高度地区 3,558ha |
| | | 24m高度地区 124ha |
| | | 27m高度地区 1,742ha |
| | | 33m高度地区 7,168ha |
| | | 45m高度地区 1,750ha |
| | | 60m高度地区 607ha |
| | | 高度利用地区 (34地区) 64.4ha |
| 高度利用地区 | 建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。 | 高度利用地区 (34地区) 64.4ha |
| 特定街区 | 良好な環境と健全な形態を有する建築物を建築し、併せて有効な空地を確保すること等により、都市機能に適応した適正な街区を形成し、市街地の整備改善を図る。 | 特定街区 (3地区) 2.16ha |
| 都市再生特別地区 | 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域内において、地域整備方針に即した建物を誘導する必要があると認められる区域に定める。 | 都市再生特別地区 18.4ha |
| 防火地域・準防火地域 | 建築物の不燃化を進め、都市の防災機能を高める。 | 防火地域 385ha |
| | | 準防火地域 3,425ha |
| 風致地区 | 都市の風致を維持するために定める。 | 風致地区 (12地区) 3,597.2ha |
| 駐車場整備地区 | 路上駐車場の設置、路外駐車場の整備及び大規模建築物の駐車施設附置により、自動車交通が輻輳する区域における道路交通の円滑化を図る。 | 駐車場整備地区 383ha |
| 特別緑地保全地区 | 良好な自然環境を形成している緑地を保全するために定める。 | 特別緑地保全地区 52.0ha |
| 流通業務地区 | 流通業務施設の集約立地により、都市における流通機能の向上と道路交通の円滑化を図る。 | 流通業務地区 187ha ※うち、154haは流通業務団地 |

<資料> まちづくり政策局都市計画部
地域地区の指定状況(札幌市地図情報サービス)

HP https://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html

8-1-3 用途地域・その他地域地区

地域地区は、適正な土地利用制限を通じて、機能的な都市活動の確保、良好な都市環境の保護を図る都市計画制度であり、指定状況は前頁のとおりとなっている。

札幌市ではこれまで、都市計画マスタープランに掲げる目標の実現に向け、用途地域をはじめとする地域地区の見直しを適宜行ってきた。

今後も必要に応じて、機動的かつ効果的な用途地域等の見直しを実施し、人口減少や超高齢社会を見据えた持続可能な都市づくりの推進を図る。

8-1-4 地区計画

地区計画は、住民と行政が一体となってまちづくりを進める都市計画制度であり、地域の特性に合わせたきめ細かなルールを決め、それを守り育てることにより住みよいまちづくりの実現を図るものである。

本市では、昭和58年（1983年）に「もみじ台団地地区計画」を決定して以来、開発行為や土地区画整理事業等の区域および良好な居住環境が形

成されている住宅団地等の区域について策定を進め、令和7年10月1日現在170地区（3,651.4ha）に適用している。

8-1-5 都市再開発方針

都市再開発方針は、都市計画法及び都市再開発法に基づき定めるもので、長期的な視点に立って計画的に再開発を進めるための基本的な考え方を示した指針である。

都市再開発方針では、市街化区域のうち、計画的な再開発が必要な区域を1号市街地、重点的に再開発の誘導を図る地区を整備促進地区、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を2号地区として指定し、その地域ごとの再開発の目標や方針などを定めている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/saikaihatsu/hoshin.html>

8-1-6 市街地再開発事業

この事業は、生活環境の改善が必要な市街地において、不燃化された共同建築物の建築に併せ、公開空地の確保や公園、道路等の公共施設の整備

都市再開発方針の概要

| 区分 | 位置付け | 支援の考え方 | 地区名 |
|--------|---|--|--|
| 1号市街地 | 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、計画的な再開発が必要な市街地 | <ul style="list-style-type: none"> まちづくりへの関心を深めるため、地域主催の勉強会の開催などの、初動期のまちづくり活動に対する支援を行います。 上位計画や地域の特性・課題などを踏まえて、重点的に再開発の誘導を図るべき地区として市が認め、必要と判断した公共貢献に対して支援を行います。 | 複合型高度利用市街地（約5,833ha） 苗穂駅周辺地区の一部（約30ha） 大谷地流通業務団地地区（約230ha） JR白石駅周辺地区（約5ha） |
| 整備促進地区 | 1号市街地のうち、重点的に再開発の誘導を図るべき地区 | <ul style="list-style-type: none"> さまざまな公共貢献が再開発によって実現されることを期待して、地域の自主的な取組を喚起・誘導します。 市民・企業・行政で地域の課題などが共有された場合は、初動期支援に加え、基本計画等策定にかかる支援などを行い、市街地再開発事業等の具体化に向けた誘導・支援を行います。 市が必要と判断した公共貢献に対して支援を行います。 | 都心地区 苗穂駅周辺地区 地域交流拠点地区 地下鉄駅周辺地区 大谷地流通業務団地地区 |
| 2号地区 | 整備促進地区のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区 | <ul style="list-style-type: none"> 地域と協働して検討を進め、再開発の熟度が高まった地区については、市街地再開発事業等により地域特性に応じた健全な高度利用と都市機能の更新に対して支援を行います。 市が指定する公共貢献を誘導するとともに積極的に支援を行います。 市街地再開発事業等を地域主体の持続的なまちづくりへ発展させるため、事業の実施にあたっては、エリアマネジメントの促進に向けた誘導・支援を行います。 | 都心地区（約233.3ha） 苗穂駅周辺地区（約32.6ha） 新さっぽろ駅周辺地区（約45.7ha） 篠路駅周辺地区（約5.2ha） 地下鉄駅周辺地区（約366.4ha） |

<資料> まちづくり政策局都市計画部事業推進課

を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境の創造を目指すものである。

本市では、令和7年10月1日現在、31地区で事業又は工事が完了している。

現在の状況としては、工事完了地区を除き「北5西1・西2地区」、「北4西3地区」及び「大通西4南地区」が事業中である。

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/saikaihatsu/redevelopment/>

事業中の地区（令和7年10月1日現在）

| 北5西1・西2地区 | |
|-----------|------------------------|
| 施行者種別 | 組合施行 |
| 事業年度 | 令和4(2022)～令和11(2029)年度 |
| 総事業費 | 約2,530億円 |
| 地区面積 | 約3.1ha |
| 敷地面積 | 約23,060㎡ |
| 延床面積 | 約386,700㎡ |
| 用途 | 業務、商業、宿泊、駐車場、バスターミナル等 |

※事業計画の見直し中であるため、事業認可時の内容を記載

| 北4西3地区 | |
|--------|------------------------|
| 施行者種別 | 組合施行 |
| 事業年度 | 令和5(2023)～令和12(2030)年度 |
| 総事業費 | 約1,859億円 |
| 地区面積 | 約1.7ha |
| 敷地面積 | 約10,600㎡ |
| 延床面積 | 約203,750㎡ |
| 用途 | 業務、商業、宿泊滞在、駐車場 |

| 大通西4南地区 | |
|---------|------------------------|
| 施行者種別 | 組合施行 |
| 事業年度 | 令和6(2024)～令和12(2030)年度 |
| 総事業費 | 約1,072億円 |
| 地区面積 | 約2.1ha |
| 敷地面積 | 約5,030㎡ |
| 延床面積 | 約99,800㎡ |
| 用途 | 商業、業務、宿泊、駐車場 |



▲北4西3地区 完成イメージ

8-1-7 優良建築物等整備事業

市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るもので、国の制度要綱に基づく事業である。一定割合以上のオープンスペースの確保、土地利用の共同化、高度化等を行う優れた建築物等の整備に関して、共同通行部分やオープンスペース等の整備補助を行うものである。

この制度は、国が昭和59年度に要綱を創設したことを受けて本市が60年度から実施しているもので、令和7年10月1日現在、24地区で事業が完了している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/saikaihatsu/redevelopment/shikumi/shousai/yuryo.html>

8-1-8 再開発促進助成制度

この制度は、再開発事業等によりまちづくりを積極的に進めようとする団体に対して、その団体が行う基本構想の作成、調査研究などに要する費用の一部について、年間50万円を限度に補助し、住民自らの手によるまちづくりの促進を図るものである。

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/saikaihatsu/redevelopment/shikumi/shousai/sokushin.html>

土地区画整理事業施行区域及び面積

(面積単位：ha)

令和7年10月末現在

| 区分 | 施行者 | 地区数 | 施行面積 | 公共用地 | | 宅地 | | |
|-------------------|-------|-----|---------|-------|---------|---------|---------|-------|
| | | | | 施行前 | 施行後 | 施行前 | 施行後 | 保留地 |
| 合計 | | 121 | 6,419.6 | 484.4 | 2,013.0 | 5,936.1 | 3,818.3 | 589.0 |
| 計 | | 120 | 6,414.5 | 484.1 | 2,011.6 | 5,931.3 | 3,814.6 | 589.0 |
| 施行済 ¹⁾ | 北海道 | 6 | 539.2 | 40.9 | 151.4 | 498.6 | 364.4 | 23.7 |
| | 札幌市 | 52 | 3,595.2 | 310.0 | 1,095.2 | 3,285.7 | 2,325.8 | 174.5 |
| | 組合 | 55 | 1,537.3 | 93.1 | 507.5 | 1,444.4 | 798.1 | 231.8 |
| | 個人・共同 | 5 | 219.2 | 8.6 | 71.6 | 210.6 | 51.3 | 96.3 |
| | 公社 | 1 | 145.4 | 9.6 | 55.1 | 135.7 | 61.2 | 29.1 |
| | 公団 | 1 | 378.2 | 21.9 | 130.8 | 356.3 | 213.8 | 33.6 |
| 施行中 | 札幌市 | 1 | 5.1 | 0.3 | 1.4 | 4.8 | 3.7 | — |

注：1) 組合施行については組合解散をもって施行済とし、その他については換地処分をもって施行済とする。

<資料> 都市局市街地整備部

住宅団地造成事業

| 団地名 | 開発面積 (ha) | 総事業費 (百万円) | 事業年度 |
|----------------|-----------|------------|----------|
| 青葉町団地 | 69 | 1,457 | 昭和38～43年 |
| 厚別副都心団地 | 31 | 6,751 | 42～56年 |
| もみじ台団地 | 242 | 30,439 | 44～55年 |
| 手稲住宅団地 (前田・星置) | 41 | 14,994 | 58～62年 |
| 篠路地区住宅団地 | 72 | 39,152 | 平成6～12年 |

<資料> 都市局市街地整備部

8-1-9 土地区画整理事業によるまちづくり

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用増進を図る事業である。

札幌市における土地区画整理の施行済・施行中(令和7年10月末現在)の累計は、121地区6,419.6haであり、市街化区域面積の約26%を占めている。

現在、札幌市中心部から北へ約9kmに位置したJR篠路駅東側の既存市街地において、交通結節点としての機能不足、弱い社会基盤、歩行者ネットワークの未整備などといった課題の解消を目指し、令和2年度からは、鉄道高架と土地区画整理による一体的なまちづくりを進めている。

【区画整理事業担当課】

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/kukaku/jigyo/kukaku.html>

なお、今後は、敷地が細分化され、低未利用地が点在している街区において、簡易な公共施設の整備と併せ、敷地の整序・集約化を行う敷地整序

型土地区画整理事業の活用など、新たな土地区画整理事業の役割を検討していく。

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/kukaku/shikichiseijo/shikichiseijo.html>

8-1-10 住宅団地の造成について

札幌市の住宅団地造成は、居住環境の良好な宅地供給と健全な市街地の開発を目的として、市自らが事業主体となって宅地の造成と分譲を行う事業であり、昭和38年度の青葉町団地を皮きりに、これまで5地区の大規模団地造成事業を実施した。

8-1-11 宅地開発と宅地指導

【開発指導課】

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/takuchi/>

(1) 都市計画法に基づく許可等

民間宅地開発に対する規制・指導は、昭和41年1月の「住宅地造成事業に関する法律」に始まり、45年7月から「都市計画法」の開発許可制度が適用された後は、公共施設の整備等を含む開発許可基準に従って行われている。

また、本市は、昭和48年7月に「札幌市宅地開発要綱」を制定し、法の許可基準だけでは補完しきれない公共・公益施設用地の先行的確保等を図ってきており、2度の全面改正を経て、事業負担の一層の緩和や指導内容の合理化、明確化を進めながら、開発事業者の理解と協力の下に、良好な市街地の形成に向けて積極的に取

許認可件数及び面積の推移

(面積単位：ha)

各年度中

| 区 分 | | 許認可 件 数 | 許認可 面 積 | 許 認 可 の 内 訳 | | | | | | | |
|---|---------------|------------|------------|-------------|----------|--------|----------|-------|--------|---------|--------|
| | | | | 市 街 化 区 域 | | | | | | 市街化調整区域 | |
| | | | | 総 数 | | 非自己用開発 | | 自己用開発 | | | |
| | | | | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 |
| 事業法認可 | 昭和 41～45年度 | 322 | 854.43 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 都市 計 画 法 に 基 づ く 開 発 許 可 | 45～50年度 | 509 | 1,461.96 | 488 | 1,442.96 | 440 | 1,387.78 | 48 | 55.18 | 21 | 19.00 |
| | 51～55年度 | 507 | 823.02 | 493 | 795.02 | 428 | 731.08 | 65 | 63.94 | 14 | 28.00 |
| | 56～60年度 | 459 | 776.60 | 440 | 619.77 | 388 | 582.54 | 52 | 37.23 | 19 | 156.83 |
| | 61～平成2年度 | 414 | 597.27 | 387 | 380.56 | 301 | 310.15 | 86 | 70.41 | 27 | 216.71 |
| | 3～7年度 | 337 | 502.43 | 311 | 328.93 | 289 | 293.51 | 22 | 35.42 | 26 | 173.50 |
| | 8～12年度 | 204 | 255.42 | 185 | 166.62 | 157 | 128.42 | 28 | 38.20 | 19 | 88.80 |
| | 13～17年度 | 203 | 319.19 | 188 | 160.61 | 161 | 129.82 | 27 | 30.79 | 15 | 158.58 |
| | 18～22年度 | 142 | 134.76 | 133 | 101.42 | 122 | 91.19 | 11 | 10.23 | 9 | 33.34 |
| | 23～27年度 | 144 | 125.81 | 134 | 114.46 | 121 | 96.41 | 13 | 18.05 | 10 | 11.35 |
| | 28～令和2年度 | 110 | 117.55 | 100 | 96.41 | 81 | 74.21 | 19 | 22.20 | 10 | 21.14 |
| | 3年度 | 27 | 21.63 | 25 | 18.80 | 21 | 16.16 | 4 | 2.64 | 2 | 2.83 |
| | 4年度 | 26 | 20.22 | 22 | 13.07 | 19 | 11.57 | 3 | 1.50 | 4 | 7.15 |
| | 5年度 | 15 | 12.33 | 15 | 12.33 | 12 | 8.42 | 3 | 3.91 | 0 | 0.00 |
| 6年度 | 9 | 7.78 | 8 | 3.62 | 7 | 2.77 | 1 | 0.85 | 1 | 4.16 | |
| | 計 | 3,106 | 5,175.97 | 2,929 | 4,254.58 | 2,547 | 3,864.03 | 382 | 390.55 | 177 | 921.39 |
| 合 計 | | 3,428 | 6,030.40 | 2,929 | 4,254.58 | 2,547 | 3,864.03 | 382 | 390.55 | 177 | 921.39 |

り組んできた。

本市の宅地開発は、都市計画法施行から数年間がピークであり、いわゆるバブル経済の崩壊を契機に不動産不況を中心としたデフレ傾向が顕著となって以降は、許可実績は減少傾向にある。

また、平成18年には、今後の人口減少・少子高齢化の進展を見越して、都市の秩序ある整備を図ることを目的に都市計画法が改正され、市街化調整区域における大規模開発制度が廃止された。

これらの要因が、既成市街地内における開発適地の減少と相まって、許可実績の減少をもたらしており、この傾向は当面続くものと予想される。

なお、令和6年度末までの状況をみると、本市の都市計画法に基づく市街化区域内の開発許可件数は、2,929件、許可面積は4,254haで、市街化区域面積の約17%となっている。

(2) 宅地開発指導調整

本市では、急激な人口増加による郊外部の無秩序な市街化を防ぎ、計画的な公共施設整備を図るため、昭和48年に「住区整備基本計画」を策定し、開発行為や建築行為の指導・調整を行っ

てきた。

住区整備基本計画に基づき整備を進めてきた道路・公園・学校については、人口減少・超高齢化社会の到来などを見据え、地域特性に応じた柔軟な対応が求められることから、各施設ごとに個別計画を策定し、令和3年度からはこれらを踏まえた指導・調整を行っている。

また、住宅需要の増加に対応し、厚別副都心の直接後背地として副都心の育成・助長を図るため昭和49年に策定した「札幌市東部地域開発基本計画」に基づき民間開発の指導・調整を行い、良好な市街地形成の促進に努めている。

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等

盛土や土石の堆積による「がけ崩れ」や「土砂の流出」などによる災害を防止し、市民の生命や財産を保護する観点から、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月26日に施行された。

法施行をうけて、札幌市は令和7年4月1日に市内全域を規制区域（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域）に指定した。

規制区域内で一定規模以上の造成工事等を行

建築確認件数

各年度中

| 年 度 | 総 数 | 建 築 申 請 | | 計 画 通 知 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------|
| | | 建 築 物 | 工 作 物 ・ 昇 降 機 | |
| 令 和 2 年 度 | 6,971 (6,547) | 6,295 (6,072) | 541 (475) | 135 |
| 3 年 度 | 7,027 (6,586) | 6,398 (6,108) | 535 (478) | 94 |
| 4 年 度 | 6,415 (6,034) | 5,635 (5,432) | 642 (602) | 138 |
| 5 年 度 | 5,768 (5,281) | 4,987 (4,720) | 601 (561) | 180 |
| 6 年 度 | 5,985 (5,554) | 5,202 (4,943) | 651 (610) | 132 (1) |

注：() 内の数字は、指定確認検査機関における件数（内数）

<資料> 都市局建築指導部

第 2 部

市 政 の 概 況

住宅の確認戸数

各年度中

| 年 度 | 総 数 | 住 宅 種 別 | | | |
|-----------|--------|-------------|----------------|--------------|---------|
| | | 一 般 戸 建 住 宅 | マ ン シ ョ ン 等 1) | ア パ ー ト 等 2) | 公 的 住 宅 |
| 令 和 2 年 度 | 16,447 | 5,226 | 9,774 | 1,279 | 168 |
| 3 年 度 | 15,977 | 5,206 | 9,709 | 1,020 | 42 |
| 4 年 度 | 15,603 | 4,562 | 10,031 | 950 | 60 |
| 5 年 度 | 16,199 | 3,859 | 11,417 | 843 | 80 |
| 6 年 度 | 15,531 | 3,965 | 10,554 | 948 | 64 |

注：1) マンション等とは、3階建て以上、かつ、延べ面積500㎡以上の共同住宅・長屋である。

2) アパート等とは、マンション等以外の共同住宅・長屋である。

<資料> 都市局建築指導部

う場合は、あらかじめ市長の許可が必要となる。

また、人工衛星画像の解析、市民投稿フォーラムの運用、パトロールの実施により、無許可盛土を監視し、災害の防止に努めている。

(4) 宅地防災工事資金貸付制度

よう壁などに対して、宅地造成及び特定盛土等規制法（改正前の宅地造成等規制法も含む）に基づく改善命令又は勧告などを受けた方や団体を対象に、防災工事費の一部を貸し付ける制度である。

8-1-13 空き家対策

既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、空き家が年々増加傾向にあり、その中には、適切に管理されていない空き家もある。このような空き家が引き起こしている問題は、防災・防犯、衛生・環境など多岐にわたっていることから、所有者等に対して「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて助言・指導等を行うほか、倒壊等の危険のある空き家を対象とする除却費用の一部を補助する制度などを通じ、空き家の適切な維持管理を促している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/akiya-tekiseikannri.html>

8-1-12 建築指導

建築確認申請の審査及び検査、指定確認検査機関の指導、違反建築物の是正指導、防災上危険な建物の査察・指導等を行うとともに、地区計画や建設リサイクル法の届出審査、建築協定や総合設計制度等の各種許可・認定制度等を活用して、良好な住環境と市街地の形成を促進するよう取り組んでいる。

8-1-14 中高層の建築紛争の調整

中高層建築物の建築に関する紛争の予防と早期解決に向けた調整のための手続きを定めた「札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、標識設置届を受理し、近隣関係住民からの相談対応や仲介、調停を行っている。

都市空間

8-1-15 土地対策

昭和40年代後半の投機的土地取引が地価の高騰や乱開発を招いたため、国土利用計画法により土地価格の規制が行われてきたが、バブル崩壊後の地価下落傾向や経済・社会・土地をめぐる状況の変化を踏まえ、平成10年から土地政策の目標が地価の抑制から土地の有効活用へと転換された。

そのため、①バブルのような地価の高騰を再び引き起こすことの無いよう、引き続き地価や土地取引の動向を把握するとともに、適切な土地利用が図られるよう誘導する②市民に地価情報を提供するしくみを充実させることで、土地の有効活用につながる土地取引の活性化を図る必要がある。

(1) 土地取引の規制（土地売買等の届出）

一定規模以上の土地売買等を行ったときは、国土利用計画法に基づく届出が義務付けられており、届出を受けた土地の利用目的について審査を行い、必要に応じて土地利用の助言や指導等を行っている。

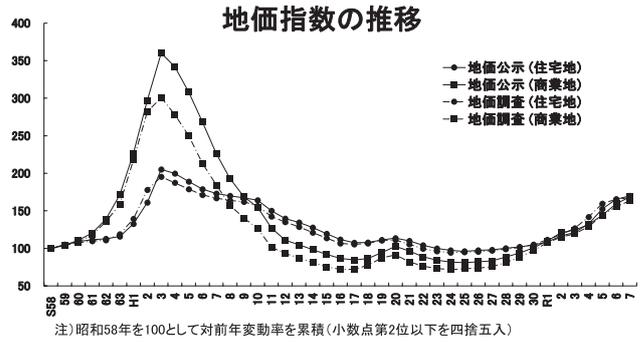
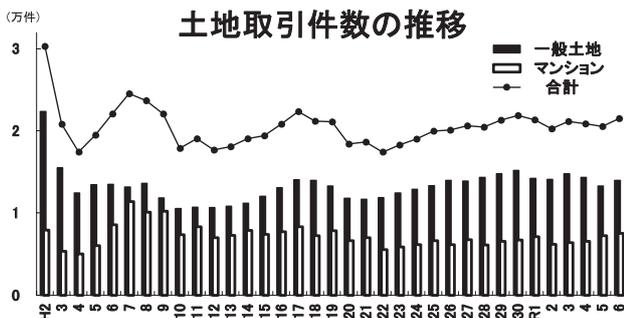
なお、今後地価が相当程度上昇または上昇のおそれがあり、適切な土地利用に弊害がある場合は、あらかじめ区域を指定し、土地の利用目的の審査に加え、土地価格の規制を行うこととしている（札幌市では現在区域の指定は無し）。

(2) 地価情報の提供

市内の主要地点の土地価格を調査し、土地取引の指標として公表する制度として、国の「地価公示」と北海道の「北海道地価調査」がある。本市では、ホームページ「地価情報（地価公示・地価調査）」を公開するなど、市民に対し広く地価情報を提供するよう努めている。

【地価情報（地価公示・地価調査）】

HP <https://www.city.sapporo.jp/keikaku/chika/>



8-1-16 町名整備

町名整備とは、町の境が不明瞭又は町の区域が広すぎるなどのために分かりにくい町名を解消するため、道路・河川等で区画し、町名を分かりやすくするもので、令和6年度までの実施面積は市街化区域の約99% (24,705ha/25,034ha) である。

8-1-17 住居表示

従来からの町名と土地の地番（○番地○）で表わされている住所では、地番が飛んでいたり、一つの地番に複数の建物が建っているなどの理由により、分かりにくいものとなっている。住居表示はこれを解消するため、一つの町の中に街区（○番）を区切り、建物に一定の順番で番号（○号）を付けて、分かりやすい住所（○番○号）とする制度で、本市では、昭和47年度から実施し、令和6年度までに市街化区域の約93% (23,377ha/25,034ha) に達している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/jukyo-hyoji/>

8-1-18 公共交通ネットワークの充実

(1) 公共交通を軸とした交通体系の実現

人口減少社会の到来や少子高齢化の一層の進行、地球環境問題への対応を踏まえると、公共交通の役割はますます高まってきている。

そのため、ハード・ソフト両面から公共交通の利便性向上等の質的充実を図ることにより、公共交通を軸とした持続可能な交通体系を確立する。

また、利便性の高い都心・地域交流拠点での暮らしや、自然と調和したゆとりある郊外での暮らしなど、多様な暮らしを支える地域特性に応じた交通体系を構築する。

(2) 交通結節点

交通結節点とは、異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え施設である。札幌市の交通体系は、大量輸送機関である地下鉄やJRを基軸とし、後背圏からバスを接続させることを基本としている。この公共交通ネットワークが十分に機能するためには、各交通機関が相互に連携し、スムーズな乗り換えを実現する交通結節点が重要となる。

駅を中心とする交通結節点には、徒歩、自転車、バス、タクシー、自家用車など多くの交通が集中することから、駅前広場やバスターミナルなどの整備を進めてきた。

バスターミナル等の施設整備はほぼ充足してきている状況であり、今後は老朽化した施設の効率的かつ計画的な改修を図るとともに、施設ごとの利用実態や特性を踏まえ必要な機能の確保に努める。

(3) 地下鉄

札幌市の地下鉄は、昭和46年12月に南北線「北24条～真駒内」間12.1kmの営業を開始した。全国では、東京、大阪、名古屋に次ぎ4番目であった。その後、札幌市は、急激な人口増加に伴う

輸送需要の増大と幹線道路の渋滞、冬季の交通障害に対処するために整備を進め、現在では3路線48.0kmの整備を完了した。

札幌の地下鉄は、快適性を追求して国内の地下鉄で初めてのゴムタイヤによる中央案内軌条方式を採用した。また、高い安全性と徹底した省力化を図るコンピュータ管理方式の導入など新しい技術を随所に駆使している。

こうした技術面に加え、昭和48年には全国に先がけて市営バス、電車との乗継料金制度をスタート、54年からは市内民営バス1事業者とも実施した（現在は5事業者と実施）。

平成4年11月からは地下鉄でウィズユーカードを導入したほか、9年4月からは民営バスの市内全域にも使用できるプレミアム付共通ウィズユーカードを発売し、総合的なカードシステム体系を確立した。11年12月からは、各線の両端駅の始発時刻を午前6時、終発時刻を午前0時とし、地下鉄の営業時間を拡大した。

平成16年10月からは、地下鉄専用休日1日乗車券「ドニチカキップ」を発売し、21年1月からは、ICカード「SAPICA」を導入。さらに、25年6月からは、地下鉄・バス・電車でのSAPICAの共通利用を開始するなど、

地下鉄輸送状況

各年度中

| 年 度 | 営業路線キロ (km) ¹⁾ | 在籍車数 (両) ¹⁾ | 1 日 平 均 | | |
|----------|------------------------------|---------------------------|------------|------------------------|------------|
| | | | 走行キロ数 (km) | 輸送人員 (人) ²⁾ | 乗車料収入 (千円) |
| 平成 11 年度 | 48.0 | 404 | 97,285 | 566,294 | 104,455 |
| 12 年度 | 48.0 | 404 | 97,416 | 565,193 | 104,347 |
| 13 年度 | 48.0 | 404 | 97,045 | 563,625 | 105,263 |
| 14 年度 | 48.0 | 404 | 96,941 | 563,846 | 104,657 |
| 15 年度 | 48.0 | 404 | 96,792 | 557,039 | 103,907 |
| 16 年度 | 48.0 | 396 | 96,761 | 560,041 | 104,598 |
| 17 年度 | 48.0 | 396 | 97,202 | 569,512 | 104,000 |
| 18 年度 | 48.0 | 396 | 97,221 | 574,853 | 104,141 |
| 19 年度 | 48.0 | 396 | 95,685 | 572,041 | 103,135 |
| 20 年度 | 48.0 | 382 | 95,103 | 571,847 | 102,820 |
| 21 年度 | 48.0 | 380 | 95,321 | 560,945 | 99,567 |
| 22 年度 | 48.0 | 378 | 94,641 | 561,262 | 100,331 |
| 23 年度 | 48.0 | 378 | 94,334 | 556,610 | 98,024 |
| 24 年度 | 48.0 | 368 | 92,631 | 570,966 | 100,383 |
| 25 年度 | 48.0 | 368 | 92,350 | 585,774 | 103,025 |
| 26 年度 | 48.0 | 376 | 92,409 | 594,625 | 101,687 |
| 27 年度 | 48.0 | 376 | 92,394 | 602,738 | 108,251 |
| 28 年度 | 48.0 | 368 | 92,238 | 619,945 | 112,822 |
| 29 年度 | 48.0 | 368 | 92,242 | 627,831 | 114,310 |
| 30 年度 | 48.0 | 368 | 91,916 | 631,179 | 114,879 |
| 令和 元 年度 | 48.0 | 368 | 92,095 | 619,971 | 113,292 |
| 2 年度 | 48.0 | 368 | 92,051 | 446,091 | 83,852 |
| 3 年度 | 48.0 | 368 | 92,067 | 478,578 | 90,260 |
| 4 年度 | 48.0 | 368 | 92,109 | 552,218 | 105,448 |
| 5 年度 | 48.0 | 368 | 92,384 | 597,415 | 115,586 |
| 6 年度 | 48.0 | 368 | 92,508 | 629,794 | 121,598 |

注：1) 各年度末現在。

2) 敬老優待乗車証、福祉乗車証等によるものを含む。南北線、東西線、東豊線それぞれの乗換人員を除く。

<資料> 交通局高速電車部

地下鉄路線の概要一覧

| 路線 | 区間 | 着手年月日 | 開業年月日 | 営業キロ (建設キロ) | 駅数 | 建設費 (建設キロ当たり) |
|-----|-----------|-------------|--------------|----------------|----|------------------|
| | | | | km | | 億円 |
| 南北線 | 北24条～平岸 | 昭和44. 3. 20 | 昭和46. 12. 16 | 12.1 (12.6) | 14 | 432 (34) |
| | 平岸～真駒内 | 45. 7. 28 | | | | |
| | 麻生～北24条 | 49. 6. 29 | 53. 3. 16 | 2.2 (2.4) | 2 | 390 (163) |
| 東西線 | 琴似～白石 | 昭和48. 5. 18 | 昭和51. 6. 10 | 9.9 (10.7) | 11 | 1,090 (102) |
| | 白石～新さっぽろ | 53. 11. 6 | 57. 3. 21 | 7.4 (7.3) | 6 | 1,324 (180) |
| | 宮の沢～琴似 | 平成 7. 2. 23 | 平成11. 2. 25 | 2.8 (2.8) | 2 | 480 (172) |
| 東豊線 | 栄町～豊水すすきの | 昭和58. 7. 6 | 昭和63. 12. 2 | 8.1 (9.0) | 9 | 2,337 (260) |
| | 豊水すすきの～福住 | 平成 2. 1. 8 | 平成 6. 10. 14 | 5.5 (5.5) | 5 | 966 (175) |

<資料> 交通局高速電車部

利用客へのさらなるサービスと利便性の向上を図っている。なお、共通ウィズユーカード等は27年3月末に利用を停止した。

地下鉄は札幌市の積雪寒冷の気象条件に左右されず、かつ、エネルギー効率の面でも優れた輸送機関であり、札幌の公共輸送機関の主力を担っている。

ア 輸送状況

現在、南北線は20編成（6両編成）、東西線は24編成（7両編成）、東豊線は20編成（4両編成）で乗客の輸送に当たっており、令和6年度は1日平均約629,794人を輸送し、乗車料収入は1日平均約121,598千円となっている。

イ 駅施設

地下鉄全駅において視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、身障者トイレのオストメイト化、出入口・改札口・トイレの音声・音響案内設備装置、駅構内・トイレの触地図設置等バリアフリー化の計画を一旦完了するとともに、平成23年7月に全駅でエレベーターの設置が完了した。

また、地下鉄火災からお客様を守るため、国の火災対策基準に照らし、避難通路や排煙設備等の整備を実施するとともに、ホームでの転落事故や列車との接触事故を防ぐため、全駅に可動式ホーム柵を設置した。

ウ 地下鉄各路線の特色

(ア) 南北線（麻生～真駒内）

南北線は昭和46年12月に開業した最初の路線であり、特に平岸～真駒内間では高架式を採用し、その結果、積雪対策として

走行路面をシェルターで覆っているところに特色がある。

平成7年度から導入した5000形車両は1両18m4ドアとして混雑緩和を図るとともに、車内放送の自動化と車内に次駅案内表示装置を設置し、乗客サービス機器の充実を図っている。

また、平成24年度には、全駅への可動式ホーム柵の設置が完了し、25年4月よりATO（自動列車運転装置）を使用したワンマン運転を実施している。

(イ) 東西線（宮の沢～新さっぽろ）

東西線は2番目に開業した路線として、南北線に比べ、車両の大型化、第三軌条による集電方式を架空線方式へ変更、輸送人員の増加に対応できるようにホームを延長するなどの改善を図った。

また、昭和57年3月に開業した延長部（白石～新さっぽろ間）では、電力管理システム等の一層の効率化、廃熱回収システムおよび東車両基地～ひばりが丘駅間の自動回送（無人運転）システム等を取り入れた。

平成11年2月には、琴似～宮の沢間2kmが延長開業し、さらに、20年度、6000形車両から新型車両の8000形への更新と、全駅への可動式ホーム柵の設置が完了した。

平成21年4月からATOを使用したワンマン運転を実施している。

(ウ) 東豊線（栄町～福住）

東豊線は昭和63年12月に3番目の路線として栄町～豊水すすきの間が開業し、平成6年10月には、豊水すすきの～福住間5.5

kmが延長開業した。

平成13年6月にオープンした札幌ドームで開催されるイベントの観客輸送の大役を担っている。

平成28年6月には、7000形車両から新型車両の9000形への更新が完了した。9000形車両はユニバーサルデザインの導入や消費電力が少ない機器を使用するなど、「人と環境にやさしい地下鉄」となっている。

また、平成28年度には全駅への可動式ホーム柵の設置が完了し、29年4月からATOを使用したワンマン運転を実施している。

(4) 路面電車

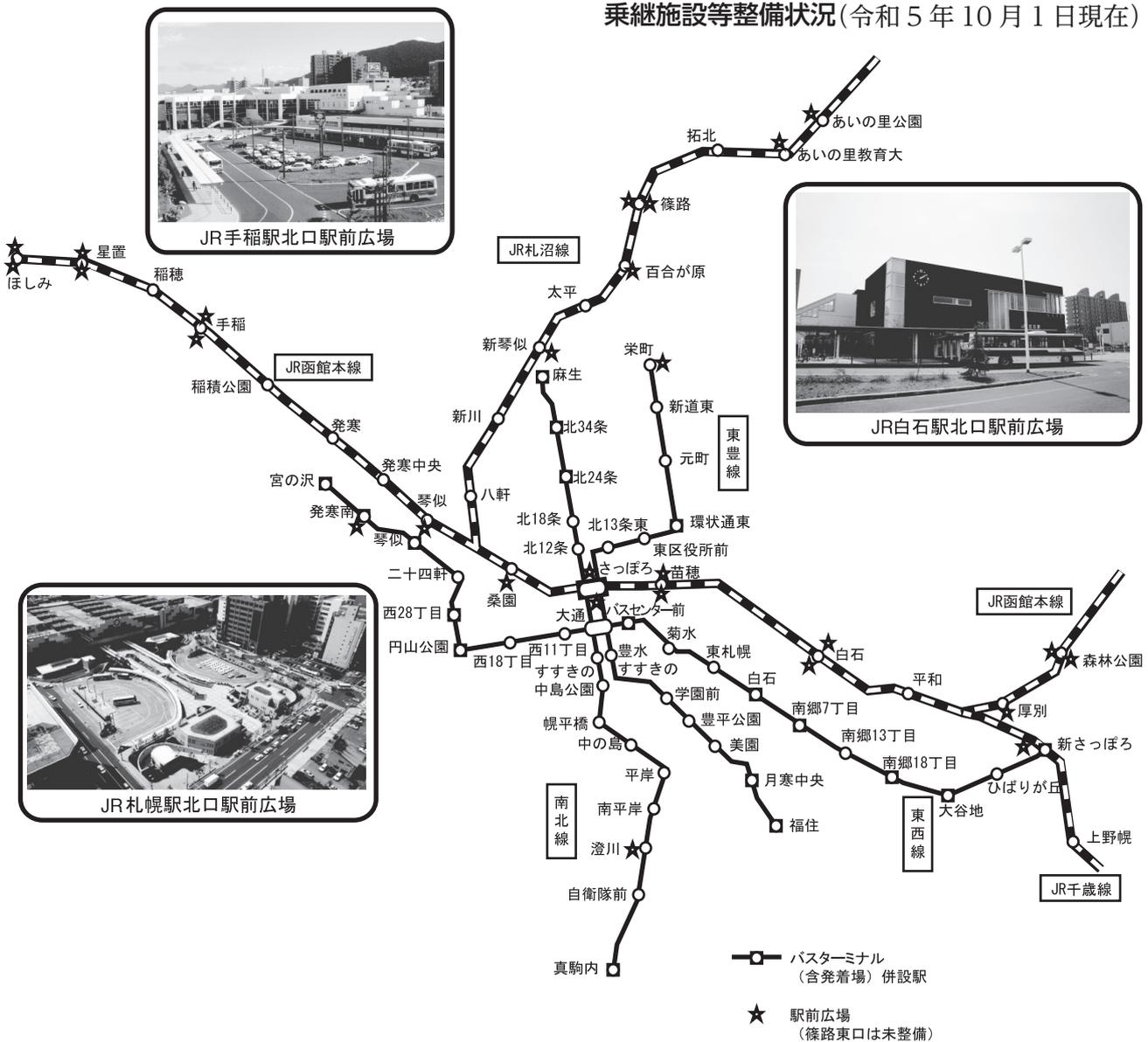
札幌に路面電車が登場したのは、「北海道大博覧会」が開催された大正7年8月のことであり、その後の昭和2年12月、札幌市が札幌電気

軌道から事業を譲り受け、8系統16.3km、車両63両で運行を開始した。路面電車は市の発展とともに順次路線を拡大し、最盛期にあたる39年には路線総延長が約25kmとなったが、自動車交通量の増加により輸送力が低下し、46年の地下鉄南北線開業以降、数次にわたり路線を廃止し、49年からは1系統8.5kmとなった。

平成13年度からは、乗客の減少傾向や施設の老朽化などによる、経営の急速な悪化を懸念して、存廃を含めた事業の方向性の検討を始め、17年2月には、路面電車を存続させ、これを都心まちづくりに活用する方向性を決定した。

その後、まちづくりと一体となった延伸ルートや事業実現の可能性等についての検討を行い、平成22年3月に「札幌市路面電車活用方針」をまとめ、路面電車事業の経営基盤の強化やまちづくりへの活用を図るため、路線の延伸を実施

乗継施設等整備状況(令和5年10月1日現在)



路面電車輸送状況

各年度中

| 年 度 | 営業路線キロ ¹⁾ (km) | 在籍車数 ¹⁾ (両) | 1 日 平 均 | | |
|----------|------------------------------|---------------------------|------------|------------------------|------------|
| | | | 走行キロ数 (km) | 輸送人員 (人) ²⁾ | 乗車料収入 (千円) |
| 平成 10 年度 | 8.465 | 30 | 2,945 | 23,853 | 3,399 |
| 11 年度 | 8.465 | 30 | 2,939 | 23,218 | 3,308 |
| 12 年度 | 8.465 | 30 | 2,945 | 23,001 | 3,282 |
| 13 年度 | 8.465 | 30 | 2,947 | 22,940 | 3,288 |
| 14 年度 | 8.465 | 30 | 2,948 | 21,382 | 2,997 |
| 15 年度 | 8.465 | 30 | 2,940 | 20,331 | 2,862 |
| 16 年度 | 8.465 | 30 | 2,962 | 20,227 | 2,846 |
| 17 年度 | 8.465 | 30 | 2,853 | 21,438 | 2,955 |
| 18 年度 | 8.465 | 30 | 2,870 | 21,279 | 2,898 |
| 19 年度 | 8.465 | 30 | 2,870 | 20,803 | 2,823 |
| 20 年度 | 8.465 | 30 | 2,867 | 20,683 | 2,792 |
| 21 年度 | 8.465 | 30 | 2,863 | 20,093 | 2,678 |
| 22 年度 | 8.465 | 30 | 2,866 | 20,074 | 2,709 |
| 23 年度 | 8.465 | 30 | 2,845 | 20,359 | 2,859 |
| 24 年度 | 8.465 | 31 | 2,860 | 21,157 | 2,968 |
| 25 年度 | 8.465 | 32 | 2,885 | 21,941 | 3,089 |
| 26 年度 | 8.465 | 33 | 2,892 | 22,292 | 2,977 |
| 27 年度 | 8,905 | 33 | 2,274 | 22,774 | 3,229 |
| 28 年度 | 8,905 | 33 | 2,390 | 24,871 | 3,574 |
| 29 年度 | 8,905 | 33 | 2,459 | 24,238 | 4,032 |
| 30 年度 | 8,905 | 34 | 2,443 | 24,081 | 4,007 |
| 令和 元 年 度 | 8,905 | 36 | 2,423 | 23,444 | 3,837 |
| 2 年 度 | 8,905 | 37 | 2,416 | 17,329 | 2,879 |
| 3 年 度 | 8,905 | 36 | 2,408 | 18,642 | 3,119 |
| 4 年 度 | 8,905 | 36 | 2,408 | 22,713 | 3,899 |
| 5 年 度 | 8,905 | 36 | 2,423 | 24,167 | 4,217 |
| 6 年 度 | 8,905 | 36 | 2,368 | 25,050 | 4,553 |

注：1) 各年度末現在。 2) 敬老優待乗車証、福祉乗車証等によるものを含む。

3) 令和4年度の輸送人員及び乗車料収入については「路面電車無料デー」の利用人員及び収入を含む。

<資料> 交通局事業管理部

すべきであるとの考え方を示した。この方針に基づいて24年4月に、「札幌市路面電車活用計画（ループ化編）」を策定した。

また、平成25年4月には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて、路線のループ化や新型低床車両の導入、既設線の整備等の事業を「札幌市軌道運送高度化実施計画」に位置付け、国土交通大臣の認定を受けた。27年12月にループ化を実施し、現在は1系統8.9kmでの運行となっている。

さらに、令和元年11月に国土交通大臣より「札幌市軌道運送高度化実施計画」の変更認定を受け、2年4月、路面電車事業に「上下分離方式」を導入した。これにより、札幌市が施設・車両等の保有・整備を担い、一般財団法人札幌市交通事業振興公社が旅客運送を担う形となり、経営基盤の強化、安全管理体制の維持及び利用者サービスの向上に努めている。

令和6年11月には、「札幌市地域公共交通計画」を策定し、引き続き既存の路面電車のまちづくりへの活用や持続可能な運営基盤の確立に向けた取組を進めている。

(5) バ ス

札幌市のバス事業は、昭和5年10月に営業を開始したことに始まり、その後の市勢の拡大とともに順次路線を延伸拡大させてきたが、46年の地下鉄南北線開業を契機に、バス路線を地下鉄駅に短絡することを方針として、地下鉄路線の開業のつどバス路線の再編成を行ってきた。

その一方で、乗客サービスの向上や利便性の確保に努めたが利用者の減少に伴い、厳しい経営状況が続いていた。加えて、需給調整規制の撤廃を主な内容とする乗合バス事業の規制緩和が平成14年2月に実施され、事業環境はますます厳しくなることが予想されたことから、市民負担の総体的な軽減のため、市営バス路線を段階的に民営事業者に移行し、15年度末に74年間続いた市営バス事業を廃止した。

その後、平成21年4月に「札幌市バス路線維持基本方針」をまとめ、補助制度を核として、市内のバス路線を維持するための取組を行ってきたが、コロナ禍を経た利用者減少や乗務員不足など、バス事業を取り巻く環境は悪化しており、路線廃止や減便等が行われている。

このような状況を踏まえ、持続可能な公共交

通ネットワークの構築に向けて、令和6年11月に「札幌市地域公共交通計画」を策定した。バスについては、現状の面的なネットワークの維持を基本としつつ、他の公共交通機関との役割分担を踏まえた運行効率化や、やむを得ない路線廃止が生じる場合には、必要に応じて代替交通手段を導入するなどし、地域の移動手段の確保を図っていく。

(6) モビリティ・マネジメント

公共交通の利用促進の取組として、公共交通を含めた多様な交通手段をかしこく利用できるよう、小学校における交通環境学習を実施するなどの取組を行っている。

8-1-19 市民への公共交通情報提供

市民が公共交通を手軽に利用できるよう、インターネットで市内の駅・停留所の時刻表、出発地から到着地までの乗り継ぎ経路などの情報が検索できる「さっぽろえきバスナビ」を平成15年度から運営している。これまで、検索画面のリニューアルや、多言語化、スマートフォン対応、バスロケーション機能の追加など使いやすさの向上を図っている。また、16年度からは、市のコールセンターオペレーターがえきバスナビを使って問い合わせに答える電話案内サービスや、地下鉄の運休情報をお知らせするサービスを提供している。

【さっぽろえきバスナビ】

HP <https://ekibus.city.sapporo.jp/>

【えきバス・テル】(札幌市コールセンター)

問い合わせ先 TEL 011-222-4894 年中無休、
8時00分～21時00分

8-1-20 道路ネットワークの充実

(1) 道路ネットワーク

本市の道路ネットワークは、2高速3連携2環状13放射道路で構成される骨格道路ネットワークとそれを補完する幹線道路ネットワークにより構成され、市民生活や経済活動を支えるほか、災害時の輸送経路となるなど重要な役割を担っている。今後は、拡幅整備などにより機能を強化するとともに、交通の分散化や交差点改良といった既存道路の活用により自動車交通の円滑化を図っていく。

なお、都市計画法に基づき都市計画道路として定めている道路は、令和6年度末現在301路線で、総延長は約874kmである。

(2) 環状通整備事業

環状通は、西5丁目・樽川通を起点とし、都心の外周を通過して創成川通を終点とする延長約22.7kmが都市計画決定されており、「道央都市圏の都市交通マスタープラン」の骨格道路網「2高速3連携2環状13放射道路」のうち、6車線の内環状道路として機能するほか、第1次緊急輸送道路に指定されており、本市の道路ネットワーク上非常に重要な路線である。

本事業は、4車線となっている西7丁目通から米里・行啓通区間約2.2kmにおいて、都心交通の円滑化および地域防災力向上を目的に、拡幅による6車線化及び電線共同溝整備を行うものである。

ア 区間：中央区南19条西7丁目～中央区南14条西18丁目

イ 延長：2,210m

ウ 幅員：幅員27m



<整備箇所図>



<整備済み区間(南19条西9丁目付近)>

(3) 屯田・茨戸通（主要道道札幌北広島環状線）

整備事業

本事業は、主要道道札幌北広島環状線のうち、未整備となっている花川通から国道231号（創成川通）までの区間である屯田・茨戸通を整備するものである。

主要道道札幌北広島環状線は、西区宮の沢の国道5号を起点とし、北区新琴似・屯田地区、東区中沼地区を經由し、江別市・北広島市に至る延長約42.3kmの道央都市圏の主要幹線道路であり、「道央都市圏の都市交通マスタープラン」においても、骨格道路網を構成する連携道路として位置付けられている重要路線である。

本事業の整備は、環状方向の交通需要への対応や、交通の分散による都市部の混雑緩和を目指すものであり、高架橋を含む道路整備を行う。

ア 区間：北区屯田町～北区東茨戸1条

イ 延長：約4,450m（高架・擁壁区間約720m）

ウ 幅員：一般部33m、高架橋梁部25.8m



<整備箇所図>



<完成イメージ>

(4) 道路等の用地取得

道路及び河川の新設や拡幅等のための用地取得は、社会資本整備の推進を図るうえで必要不可欠であり、社会的、経済的、法的側面を総合的に考慮し、慎重かつ計画的に進めていく必要がある。

そのため、公共事業の必要性について関係者の理解を得るとともに、用地買収に伴う種々の制度、基準及び都市計画法、租税特別措置法、民法等の広範な法の適用をもって、公共用地確保の促進に努めている。

道路用地等取得状況

(単位：百万円、千㎡)

各年度中

| 年 度 | 総 数 | 一 般 会 計 | | |
|-------|-------|---------|-----|-----|
| | | 街 路 | 道 路 | 河 川 |
| 令和2年度 | 6,873 | 5,936 | 807 | 130 |
| | 18 | 8 | 4 | 6 |
| 3年度 | 6,158 | 5,714 | 371 | 73 |
| | 15 | 12 | 1 | 2 |
| 4年度 | 3,496 | 3,138 | 121 | 237 |
| | 13 | 8 | 3 | 2 |
| 5年度 | 2,850 | 1,532 | 946 | 372 |
| | 16 | 4 | 8 | 4 |
| 6年度 | 1,805 | 1,418 | 114 | 273 |
| | 12 | 3 | 7 | 2 |
| 7年度 | 2,393 | 1,800 | 197 | 396 |
| (計画) | 8 | 3 | 3 | 2 |

注：上段は補償費を含む事業費、下段は取得面積である。

<資料> 建設局総務部用地管理課

道路事業等の状況

各年度中

| 区分 | | R 3 決算 | R 4 決算 | R 5 決算 | R 6 予算 |
|------|---------------|------------|------------|------------|------------|
| 道路維持 | 事業費 (千円) | 5,784,022 | 5,241,201 | 3,925,484 | 3,855,439 |
| | 舗装道 (km) | 5,531 | 5,538 | 5,543 | 5,543 |
| | 橋りょう (橋) | 1,291 | 1,291 | 1,296 | 1,295 |
| 除 雪 | 事業費 (千円) | 16,574,966 | 21,801,828 | 22,778,794 | 22,383,043 |
| | 車道除雪 (km) | 5,444 | 5,453 | 5,456 | 5,461 |
| | 運搬排雪 (km) | 2,404 | 2,142 | 2,157 | 1,672 |
| | 雪たい積場 (カ所) | 75 | 80 | 82 | 80 |
| 改 良 | 事業費 (円) | 7,508,871 | 10,133,055 | 9,133,076 | 8,071,138 |
| | 改良 (m) | 23,146 | 23,111 | 24,908 | 25,368 |
| 橋りょう | 事業費 (円) | 5,962,287 | 4,438,419 | 3,562,822 | 2,304,000 |
| | 新設 (橋) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 架換 (橋) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 耐震補強・長寿命化 (橋) | 38 (30) | 47 (39) | 33 (31) | 30 (26) |
| 交通安全 | 事業費 (円) | 3,599,957 | 3,557,967 | 2,319,706 | 3,861,760 |
| | 歩道整備 (m) | 1,088 | 869 | 492 | 762 |
| | 歩道改良 (m) | 8,935 | 10,619 | 8,003 | 8,511 |
| | 交差点改良 (カ所) | 1 | 6 | 4 | 7 |
| 街路事業 | 事業費 (円) | 11,364,290 | 10,174,560 | 7,567,063 | 7,876,000 |
| | 改良・舗装 (m) | 2,545 | 4,578 | 6,293 | 5,778 |
| | 橋りょう (橋) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 新設・架換 (橋) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 耐震補強・長寿命化 (橋) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 立体交差 (カ所) | - | - | - | - |
| | 連続立体交差 (カ所) | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) |

注：() は、完成した橋りょう及び立体交差数を示す。

<資料> 建設局土木部

管理別道路現況

令和7年4月1日現在

| 道路種別 | 総 数 | | | 舗 装 道 | | 砂利道延長 | 歩道延長 | 舗 装 種 別 | | | |
|------|---------|-----------------|-------|---------|-------|-------|---------|---------|-------|-------|------|
| | 延 長 | 面 積 | 平均幅員 | 延 長 | 舗装率 | | | A 級 | | 特C 級 | |
| | | | | | | | | 延 長 | 比 率 | 延 長 | 比 率 |
| | km | km ² | m | km | % | km | km | km | % | km | % |
| 総 数 | 5,743.2 | 65.32 | 11.37 | 5,714.1 | 99.5 | 29.1 | 4,605.9 | 5,147.1 | 90.1 | 567.0 | 9.9 |
| 国 道 | 194.4 | 4.68 | 24.07 | 194.4 | 100.0 | - | 136.9 | 194.4 | 100.0 | - | - |
| 道 道 | 240.3 | 5.34 | 22.22 | 240.3 | 100.0 | - | 212.5 | 240.3 | 100.0 | - | - |
| 市 道 | 5,308.5 | 55.30 | 10.42 | 5,279.4 | 99.5 | 29.1 | 4,256.5 | 4,712.4 | 89.3 | 567.0 | 10.7 |

<資料> 建設局総務部

管理別橋りょう現況

令和7年4月1日現在

| 区 分 | 総 数 | | 国 道 | | 道 道 | | 市 道 | |
|-------|-------|--------|-----|--------|-----|--------|-------|--------|
| | 橋 数 | 延長 (m) | 橋 数 | 延長 (m) | 橋 数 | 延長 (m) | 橋 数 | 延長 (m) |
| 総 数 | 1,305 | 71,589 | 148 | 38,425 | 157 | 8,012 | 1,000 | 25,152 |
| 永 久 橋 | 1,305 | 71,589 | 148 | 38,425 | 157 | 8,012 | 1,000 | 25,152 |
| 木 橋 | - | - | - | - | - | - | - | - |

<資料> 建設局総務部